

短期退職手当等及び特定役員退職手当等がある方の 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」について

令和4年1月
国税庁

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）により、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等（短期退職手当等）について、その退職所得の金額の計算方法が改正され、令和4年1月1日から施行されることから、短期退職手当等及び特定役員退職手当等がある方の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載例を取りまとめましたので、作成する際の参考として下さい。

- (注) 1 この資料は、令和4年1月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。
2 短期退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、[「短期退職手当等Q&A」\(令和3年10月作成\)](#)をご覧ください。
3 特定役員退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、[「特定役員退職手当等Q&A」\(平成24年8月作成、令和3年10月改正\)](#)をご覧ください。

《 目 次 》

《凡例》	2
《令和4年分「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載方法等》	5
【Q&A編】	
[Q1] A社が、使用人としての退職金（短期退職手当等）を支給する場合の源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。	9
[Q2] A社が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金（特定役員退職手当等）を支給する場合の源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。	10
[Q3] A社が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金（特定役員退職手当等）を支給する場合、使用人としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がある場合の源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。	11
[Q4] A社から使用人としての退職金（短期退職手当等）の支給を受けた者が、同じ年に、B社からも使用人としての退職金の支給を受ける場合、B社における源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。	13
[Q5] A社から使用人としての退職金と役員退職金（特定役員退職手当等）の支給を受けた者に対して、同じ年に、B社からも役員退職金を支給する場合、B社における源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。	15
[Q6] A社とB社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年に、C社からも役員としての退職金の支給を受ける場合、C社における源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。	17

《 凡 例 》

この資料で使用する用語について解説します。

【短期退職手当等】

短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

【短期勤続年数】

所得税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号の規定により計算した退職手当等に係る勤続期間（調整後勤続期間）のうち、「役員等以外の者として勤務した期間」により計算した勤続年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）が 5 年以下であるものをいいます。

なお、調整後勤続期間のうちに役員等勤続期間がある場合には、「役員等以外の者として勤務した期間」にはその役員等勤続期間を含むものとし、支払を受ける退職手当等が所得税法第 31 条の規定により退職手当等とみなされる一時金（退職一時金等）である場合には、その一時金にかかる所得税法施行令第 69 条第 1 項第 2 号に規定する組合員等であった期間を「役員等以外の者として勤務した期間」として短期退職手当等に該当するかの判定を行います。

《参考》

◎ 所得税基本通達（抄）

（勤続年数の計算の基礎となる期間の計算）

30-13 勤続期間、令第 69 条第 1 号第 1 項イ若しくはロの規定により加算する期間又は同号ハただし書の規定により含まれるものとされる期間は、それぞれ暦に従って計算し、1 月に満たない期間は日をもって数え、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は 30 日をもって 1 月とし、月数は 12 月をもって 1 年とする。

同項第 2 号に規定する組合員等であった期間についても同様とする。

【短期勤続期間】

短期退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第 1 項各号の規定により計算した期間をいいます。

【短期退職所得控除額】

短期退職手当等にかかる退職所得控除額をいいます。

【特定役員退職手当等】

役員等勤続年数が 5 年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

【役員等勤続期間】

所得税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号の規定により計算した退職手当等に係る勤続期間（調整後勤続期間）のうち、役員等として勤務した期間をいいます。

【役員等勤続年数】

役員等勤続期間により計算した勤続年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）をいいます。

【特定役員】

役員等勤続年数が 5 年以下である人をいいます。

【役員等】

次に掲げる人をいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

《参考》

- ◎ 法人税法（抄）
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十五 役員 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

- ◎ 法人税法施行令（抄）
（役員の種類）

第七条 法第二条第十五号（役員の種類）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。次号において同じ。）以外の者でその法人の経営に従事しているもの

二 同族会社の使用人のうち、第七十一条第一項第五号イからハまで（使用人兼務役員とされない役員）の規定中「役員」とあるのを「使用人」と読み替えた場合に同号イからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

（使用人兼務役員とされない役員）

第七十一条 法第三十四条第六項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。

一～四 省略

五 前各号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件のすべてを満たしている者

イ 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ（同順位の株主グループが二以上ある場合には、その全ての株主グループ。イにおいて同じ。）の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位及び第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。

(1) 第一順位の株主グループの所有割合が百分の五十を超える場合における当該株主グループ

(2) 第一順位及び第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ

(3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ

ロ 当該役員が属する株主グループの当該会社に係る所有割合が百分の十を超えていること。

ハ 当該役員（その配偶者及びこれらの者の所有割合が百分の五十を超える場合における他の会社を含む。）の当該会社に係る所有割合が百分の五を超えていること。

2～4 省略

【特定役員等勤続期間】

特定役員退職手当等につき所得税法施行令第69条第1項第1号及び第3号の規定により計算した期間をいいます。

【特定役員等勤続年数】

特定役員等勤続期間の年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

【特定役員退職所得控除額】

特定役員退職手当等に係る退職所得控除額をいいます。

【一般退職手当等】

短期退職手当等と特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。

【一般勤続期間】

一般退職手当等につき所得税法施行令第69条第1項各号の規定により計算した期間をい

います。

【一般退職所得控除額】

一般退職手当等に係る退職所得控除額をいいます。

【退職所得控除額】

退職所得金額の計算において、退職手当等の収入金額から控除される金額で、退職手当等の支払を受ける人の勤続年数等に応じて計算されるものをいいます。

【勤続年数】

退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き継ぎ勤務した期間により計算した年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

(注) 一時勤務しなかった場合の勤続年数については、「短期退職手当Q&A」(令和3年10月作成) [Q5] の勤続期間により計算した年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

【重複勤続年数】

特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間のうち、いずれか2つの期間が重複している期間により計算した年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

【全重複期間】

特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。

【全重複勤続年数】

全重複期間により計算した年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

《令和4年分「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載方法等》

ここでは、令和4年中に支給する退職手当等に係る「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の基本的な記載方法等について解説します。

1 税務署・市区町村への提出について

法人の役員（下記【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】参照）に対し国内において退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含まれます。以下「退職手当等」といいます。）の支払をする方は、その退職手当等の支払を受ける方（以下「受給者」といいます。）の各人別に「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成し、税務署及び市区町村に提出しなければなりません。

提出方法について、詳しくは8ページをご覧ください。

2 提出する必要がある方

法人の役員に対して令和4年中に支払が確定した退職手当等を支払った方です。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出する必要はありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等

（注）1 特定役員に該当する場合であっても、上記の法人の役員に該当しない場合は、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署や市区町村に提出する必要はありません。

2 「人格のない社団等」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

3 各欄の記載要領

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

① 支払を受ける者	個人番号										
	住所又は居所										
	令和4年1月1日の住所										
	氏名 (役職名)										
②	区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		市町村民税		道府県民税			
	所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分	③	④	⑤							
	所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分										
退職所得控除額 万円		勤続年数 年		就職年月日		退職年月日					
⑥		⑦		年 月 日		年 月 日					
(摘要)		⑧									
⑨ 支払者	個人番号 又は法人番号	(右詰で記載してください。)									
	住所(居所) 又は所在地										
	氏名又は 名称										
		(電話)									

記載欄名	記載すべき事項
①支払を受ける者	<p>【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 (注) 受給者に交付する源泉徴収税票には、マイナンバーは記載しません。</p> <p>【住所又は居所】欄 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成する日の現況による住所又は居所を記載してください。</p> <p>【令和4年1月1日の住所】欄 令和4年1月1日現在の住所を記載してください。</p> <p>【氏名】欄 役職名は、退職時の役職名を記載してください。</p>
②区分	<p>【上段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和4年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。</p> <p>【中段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和4年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。</p> <p>【下段】 受給者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため、100分の20.42の税率を適用して所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する場合に使用します。</p>
③支払金額	<p>令和4年中に支払の確定した退職手当等の金額を記載してください。 この場合、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払となっている金額を内書してください。</p>
④源泉徴収税額	<p>令和4年中に源泉徴収すべき所得税の税額及び復興特別所得税の税額の合計額(上の③に対応する税額)を記載してください。</p>
⑤特別徴収税額	<p>令和4年中に特別徴収すべき地方税の税額(上の③に対応する税額)を記載してください。</p>

⑥退職所得控除額	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記載してください。
⑦勤続年数	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記載してください。 (注) 勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。
⑧ (摘要)	<p>(1) ⑦で記載した勤続年数の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(2) 自己が支払う退職手当等又は下記(3)の他の退職手当等の金額に、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の金額が含まれる場合には、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の金額、短期勤続年数及びその計算の基礎又は特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を記載してください。 (注) 一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれか2以上が支給され、かつ、それぞれの勤続期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数又は全重複勤続年数も記載してください。</p> <p>(3) 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に令和4年中に支払を受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払を受けた他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払を受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税の合計額)及び特別徴収税額を記載してください。</p> <p>(4) 次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、これらの期間を今回の退職手当等の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 (イ) 令和3年以前に、支払者の下において勤務しなかった期間に他の支払者の下に勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者の下に勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 (ロ) 令和3年以前に、受給者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 (注) 1 (4)の(イ)又は(ロ)の「前に支払を受けた退職手当等」に短期退職手当等が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続期間のうち短期勤続期間、短期退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 2 (4)の(イ)又は(ロ)の「前に支払を受けた退職手当等」に特定役員退職手当等が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続期間のうち特定役員等勤続期間、特定役員退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(5) 令和4年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、平成30年から令和3年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合(前記(4)に該当するときを除く。)には、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 (注) 令和4年中に支払を受けた退職手当等に短期退職手当等又は特定役員退職手当等が含まれる場合で、その短期勤続期間又は特定役員等勤続期間が平成30年から令和3年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合には、その重複している期間、短期退職所得控除額又は特定役員等退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(6) 障害者となったため退職したことにより100万円を加算した額の控除を受けた方については、(障)の表示をしてください。</p>
⑨ 支払者	退職手当等を支払った方の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。 (注) 受給者に交付する源泉徴収税票には、マイナンバー又は法人番号は記載しません。

4 その他の注意事項

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、同じ様式です。

税務署や市区町村への提出に当たっての注意事項は次のとおりです。

	「退職所得の源泉徴収票」	「退職所得の特別徴収票」
提出範囲	5 ページ「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲」を参照	
提出先	退職手当等の支払事務を取り扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署	受給者の令和4年1月1日現在の住所地の市区町村
提出期限	退職後1か月以内（注1）	
提出部数	1部（注2）	1部（注2）
受給者への交付	「提出範囲」にかかわらず、退職後1か月以内にすべての受給者に交付（注3）	

（注）1 「退職所得の源泉徴収票」については、令和4年中に退職した受給者分を取りまとめて令和5年1月31日までに提出しても差し支えありません。

2 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署及び市区町村に提出する場合は、受給者交付分も含めて3枚作成していただく必要があります。また、税務署や市区町村に提出する必要のない場合は、1枚だけ作成し受給者に交付してください。

さらに、日本と情報交換の規定を有する租税条約等を締結している各国（下表参照）に住所又は居所がある方については「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金、及び賞金の支払調書」を税務署に提出してください。

3 「退職所得の特別徴収票」を「退職所得の源泉徴収票」とは別途に作成している場合、特別徴収税額が課されない受給者には、その方からの請求がなければ、「退職所得の特別徴収票」を交付することを要しません。

4 「退職所得の源泉徴収票」は、退職手当等の支払を受ける方から事前に承諾を得る等一定の要件の下、書面の交付に代えて、電磁的方法による提供（電子交付）することができます。この提供により、給与等の支払をする方は、「退職所得の源泉徴収票」を交付したものとみなされます。ただし、退職手当等の支払を受ける方の請求があるときは、退職手当等の支払をする方は書面により「退職所得の源泉徴収票」を交付する必要があります。

【日本と自動的情報交換を行うことができる国・地域の一覧】

令和3年12月5日現在

アイスランド	エストニア	スイス	トルクメニスタン	ペラルーシ
アイルランド	オーストラリア	スウェーデン	トルコ	ペルー
アゼルバイジャン	オーストリア	スペイン	ニュージーランド	ベルギー
アメリカ合衆国	オマーン	スリランカ	ノルウェー	ポーランド
アラブ首長国連邦	オランダ	スロバキア	パキスタン	ポルトガル
アルメニア	カザフスタン	スロベニア	ハンガリー	香港
イスラエル	カタール	セルビア	バングラデシュ	マレーシア
イタリア	カナダ	タイ	フィジー	南アフリカ共和国
インド	キルギス	大韓民国	フィリピン	メキシコ
インドネシア	クウェート	タジキスタン	フィンランド	モルドバ
ウクライナ	クロアチア	チェコ	ブラジル	ラトビア
ウズベキスタン	サウジアラビア	中華人民共和国(※)	フランス	リトアニア
ウルグアイ	ザンビア	チリ	ブルガリア	ルーマニア
英国	ジャマイカ	デンマーク	ブルネイ・ダルサラーム	ルクセンブルク
エクアドル	ジョージア	ドイツ	ベトナム	ロシア
エジプト	シンガポール			

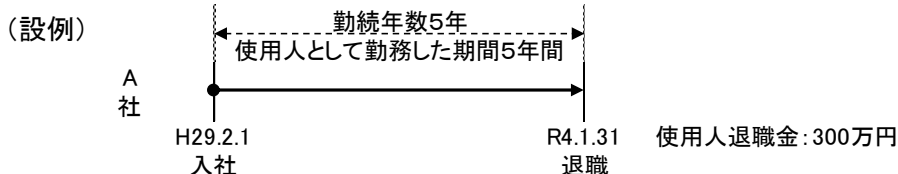
※マカオを除く

【Q & A編】

【Q 1】 A社が、使用人としての退職金（短期退職手当等）を支給する場合の源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。

（注） 短期退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、「[短期退職手当等Q & A](#)」（令和3年10月作成）Q 7をご覧ください。

【A】



（ポイント）

- ・ 使用人として勤務した期間はH29.2.1からR4.1.31までの5年間であるため、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下となり、この勤続年数は短期勤続年数となります。したがって、この短期勤続年数に対応する退職金（300万円）は短期退職手当等に該当します。

（源泉徴収税額の計算）

- ① 短期退職手当等 300万円
- ② 勤続年数 5年
- ③ 退職所得控除額 200万円
- ④ 源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税^{（注）}）25,525円
特別徴収税額 市町村民税 30,000円、道府県民税 20,000円

（注）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税（2.1%）を併せて徴収します。

【記載例】

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○												
	令和4年1月1日の住所	同上												
	氏名	(役職名) 国税 太郎												
区	分	支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税				
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		3,000,000		25,525		30,000		20,000						
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分														
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分														
退職所得控除額		200		勤続年数		5		就職年月日		平成29年2月1日		退職年月日		
		万円		年		年		日		日		日		
(摘要) 短期 支払金額3,000,000円 勤続年数5年 (H29.2.1~R4.1.31)														
支払者	個人番号又は法人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1												
	氏名又は名称	A社 (電話)03-××××-××××												

（注） 本設例は、法人の役員に対して支払う退職手当等ではないため、税務署・市区町村への提出は不要です（本人交付のみ）。

○ 作成における留意点

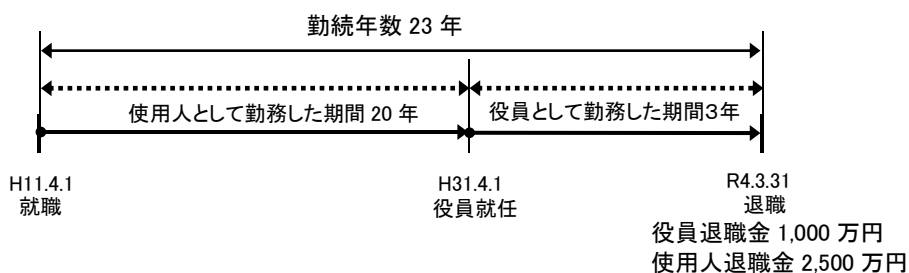
- ・ 上記アンダーライン部分の退職手当等の支払金額、勤続年数及びその計算の基礎を「摘要欄」に記載します。
- ・ その他の記載事項は、従来の記載方法と同様です。

[Q2] A社が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金（特定役員退職手当等）を支給する場合の源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。

(注) 特定役員退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、「[特定役員退職手当等Q&A](#)」（平成24年8月作成、令和3年10月改正）Q8をご覧ください。

[A]

(設例)



(ポイント)

- 役員として勤務した期間はH31.4.1からR4.3.31までの3年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金(1,000万円)は特定役員退職手当等に該当します。
- 使用人退職金(2,500万円)は一般退職手当等に該当します。

(源泉徴収税額の計算)

- 退職手当等 3,500万円（一般退職手当等 2,500万円、特定役員退職手当等 1,000万円）
- 勤続年数 23年（内特定役員等勤続年数3年）
- 退職所得控除額 1,010万円（一般退職所得控除額 890万円、特定役員退職所得控除額 120万円）
- 源泉徴収税額 4,109,014円
特別徴収税額 市町村民税 1,011,000円、道府県民税 674,000円

【記載例】

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1										
	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○										
	令和4年1月1日の住所	同上										
	氏名	(役職名) 専務 国税 次郎										
区 分	支払金額	源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税				
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分	35,000,000	4,109,014		1,011,000		674,000						
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分												
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分												
退職所得控除額	1,010	勤続年数	23	就職年月日	平成11年4月1日	退職年月日	令和4年3月31日					
(摘要) 特定 支払金額 10,000,000円 勤続年数 3年 (H31.4.1~R4.3.31)												
支払者	個人番号又は法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 (右詰で記載してください。)										
	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1										
	氏名又は名称	A社 (電話)03-×××××-×××××										

○ 作成における留意点

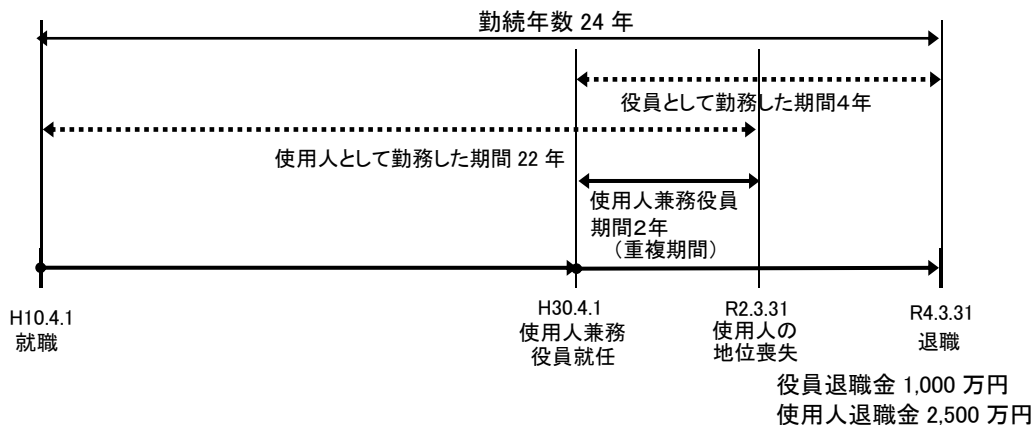
- 上記アンダーライン部分の特定役員退職手当等の支払金額、特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要欄」に記入します。
- その他の記載事項は、従来の記載方法と同様です。

[Q3] A社が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金（特定役員退職手当等）を支給する場合で、使用人としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がある場合の源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。

(注) 特定役員退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、「[特定役員退職手当等Q&A](#)」(平成24年8月作成、令和3年10月改正)Q9をご覧ください。

[A]

(設例)



(ポイント)

- ・ 役員として勤務した期間は H30.4.1 から R4.3.31 までの 4 年間であるため、役員等勤続年数は 5 年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金 (1,000 万円) は特定役員退職手当等に該当します。
- ・ H30.4.1 に使用人兼務役員に就任しましたが、R2.3.31 に使用人としての地位を喪失し、R2.4.1 から専任の役員となっていますので、特定役員等勤続期間 (H30.4.1~R4.3.31) と一般勤続期間 (H10.4.1~R2.3.31) とが重複している期間は、使用人兼務役員期間であった H30.4.1 から R2.3.31 までの期間となり、重複勤続年数は 2 年となります。
- ・ 使用人退職金 (2,500 万円) は一般退職手当等です。

(源泉徴収税額の計算)

- ① 退職手当等 3,500 万 (一般退職手当等 2,500 万円、特定役員退職手当等 1,000 万円)
- ② 勤続年数 24 年 (内特定役員等勤続年数 4 年、重複勤続年数 2 年)
- ③ 退職所得控除額 1,080 万円 (一般退職所得控除額 960 万円、特定役員退職所得控除額 120 万円)
- ④ 源泉徴収税額 3,991,089 円
特別徴収税額 市町村民税 990,000 円、道府県民税 660,000 円

【記載例】

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	
	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○												
	令和4年1月1日の住所	同上												
	氏名	(役職名) 専務 国税 次郎												
区分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税				
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千円 35,000,000		千円 3,991,089		千円 990,000		千円		千円 660,000		千円		
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分														
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分														
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日								
1,080 万円		24 年		平成10年4月1日		令和4年3月31日								
(摘要) 特定 支払金額 10,000,000 円 勤続年数 4 年 (H30.4.1~R4.3.31) 重複勤続年数 2 年 (H30.4.1~R2.3.31)														
支払者	個人番号 又は法人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1												
	氏名又は 名称	A社 (電話)03-×××××-××××												

○ 作成における留意点

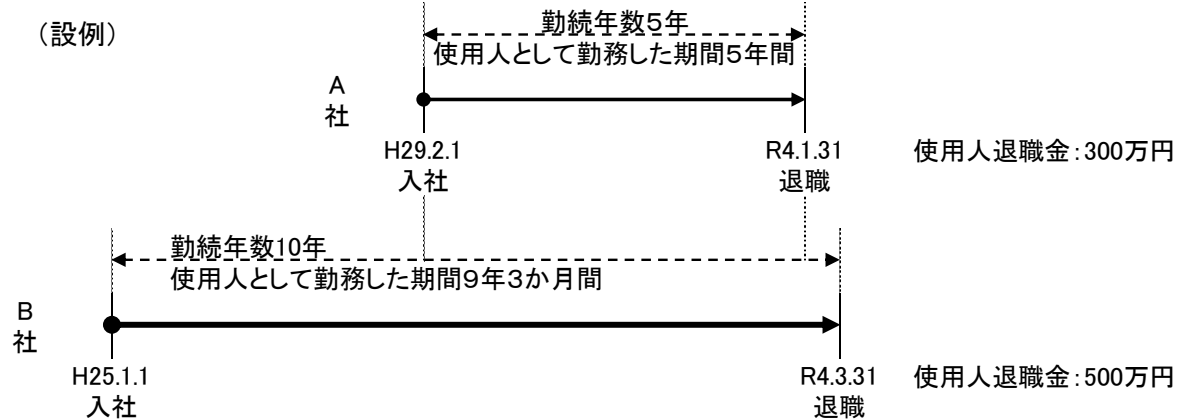
- ・ 上記アンダーライン部分の特定役員退職手当等の支払金額、特定役員等勤続年数及びその計算の基礎、重複勤続年数を「摘要欄」に記入します。
- ・ その他の記載事項は、従来の記載方法と同様です。

[Q 4] A社から使用人としての退職金（短期退職手当等）の支給を受けた者が、同じ年に、B社からも使用人としての退職金の支給を受ける場合で、B社における源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。

なお、国税太郎さんからは「退職所得の受給に関する申告書」（A社からの退職手当等がある旨の記載あり）の提出があります。

（注） 短期退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、[「短期退職手当等Q & A」（令和3年10月作成）Q 8](#)をご覧ください。

[A]



（ポイント）

- ・ A社から退職金（短期退職手当等）の支給を受ける際の源泉徴収税額は 25,525円です（[Q 1]参照）。
- ・ B社で使用人として勤務した期間は H25. 1. 1 から R4. 3. 31 までの9年3か月間で、勤続年数は10年となり、5年超であるため、退職金（500万円）は一般退職手当等となります。
- ・ その年に2以上の退職手当等がある場合の勤続年数は、A社で勤務した期間とB社で勤務した期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。この設例では、最も長い期間であるB社で勤務した期間（H25. 1. 1～R4. 3. 31）と重複していない期間がないので、勤続年数はH25. 1. 1からR4. 3. 31の9年3か月間を基に計算し、10年となります。
- ・ 一般勤続期間はH25. 1. 1からR4. 3. 31までの9年3か月間となります。
- ・ 短期勤続期間はH29. 2. 1からR4. 1. 31までの5年間で、短期勤続年数は5年となります。
また、短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間はH29. 2. 1からR4. 1. 31までの5年間で、重複勤続年数は5年となります。

（源泉徴収税額の計算）

- ① 退職手当等 800万円（内B社支給一般退職手当等 500万円、A社支給短期退職手当等 300万円）
- ② 勤続年数 10年（内重複勤続年数5年（H29. 2. 1～R4. 1. 31））
- ③ 退職所得控除額 400万円（内一般退職所得控除額 300万円、短期退職所得控除額 100万円）
- ④ 源泉徴収税額 104,652円（内A社徴収分 25,525円）
特別徴収税額 市町村民税 120,000円（内A社徴収分 30,000円）
道府県民税 80,000円（内A社徴収分 20,000円）

【記載例】

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2					
	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○																
	令和4年1月1日の住所	同上																
	氏名	(役職名) 国税 太郎																
区分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税								
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円				
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分		5,000,000		79,127		90,000		60,000										
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分																		
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日												
400 <small>万円</small>		10 <small>年</small>		平成25年1月1日		令和4年3月31日												
(摘要)																		
A社 短期支払金額3,000,000円 勤続年数5年 (H29.2.1~R4.1.31) 源泉徴収税額25,525円 市町村民税30,000円 道府県民税20,000円 重複勤続年数5年 (H29.2.1~R4.1.31)																		
支払者	個人番号 又は法人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	(右詰で記載してください。)			
	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1																
	氏名又は 名称	B社 (電話)03-××××-××××																

(注) 本設例は、法人の役員に対して支払う退職手当等ではないため、税務署・市区町村への提出は不要です(本人交付のみ)。

○ 作成における留意点

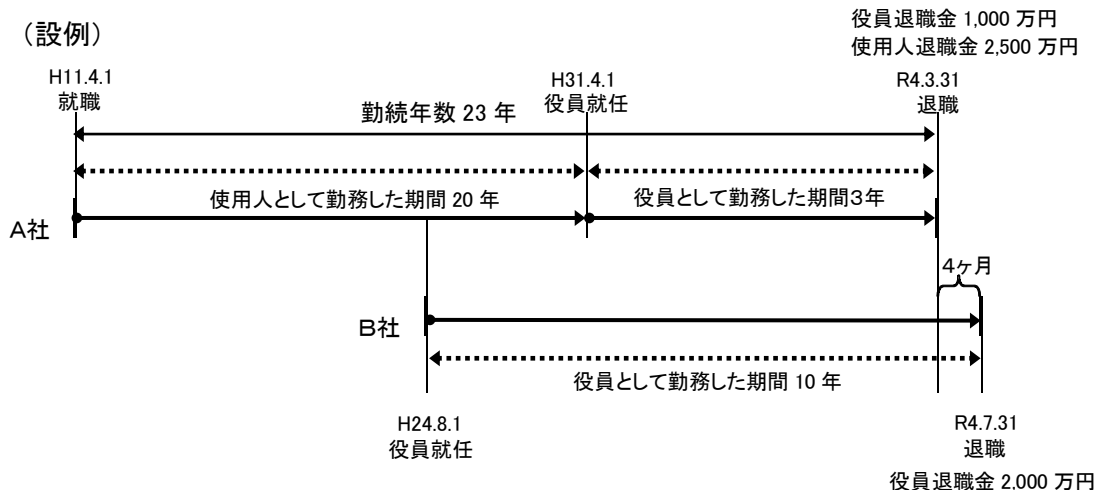
- ・ 上記アンダーライン部分のA社からの短期退職手当等の支払金額、勤続年数及びその計算の基礎、重複勤続年数を「摘要欄」に記載します。
- ・ その他の記載事項は、従来の記載方法と同様です。

[Q5] A社から使用人としての退職金と役員退職金（特定役員退職手当等）の支給を受けた者に対して、同じ年に、B社からも役員退職金を支給する場合、B社における源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。

なお、国税太郎さんからは「退職所得の受給に関する申告書」（A社からの退職手当等がある旨の記載あり）の提出があります。

（注） 特定役員退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、[「特定役員退職手当等Q&A」（平成24年8月作成、令和3年10月改正）Q10](#)をご覧ください。

[A]



(ポイント)

- ・ A社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額は4,109,014円です（[Q2]参照）。
- ・ B社から支給を受ける役員退職金の役員等勤続年数は5年超であるため、この役員退職金2,000万円は一般退職手当等に該当します（A社から支給を受ける使用人退職金（2,500万円）と合わせて4,500万円が一般退職手当等となります。）。
- ・ 一般勤続期間は、A社における使用人として勤務した期間とB社における勤続期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。したがって、最も長い期間であるA社における使用人として勤務した期間（H11.4.1～H31.3.31）に、この期間と重複していないH31.4.1からR4.7.31までの期間を加算すると一般勤続期間はH11.4.1からR4.7.31までとなります。
- ・ 特定役員等勤続期間はH31.4.1からR4.3.31までですので、一般勤続期間（H11.4.1～R4.7.31）と重複している期間はH31.4.1からR4.3.31までとなり、重複勤続年数は3年となります。
- ・ 退職所得控除額の計算の基となる勤続年数は24年（H11.4.1～R4.7.31⇒23年4ヶ月⇒24年）です。

(源泉徴収税額の計算)

- ① 退職手当等 5,500万円（内B社支給分一般退職手当等2,000万円、A社支給分一般退職手当等2,500万円、特定役員退職手当等1,000万円）
- ② 勤続年数 24年（内特定役員等勤続年数3年、重複勤続年数3年）
- ③ 退職所得控除額 1,080万円（一般退職所得控除額1,020万円、特定役員退職所得控除額60万円）
- ④ 源泉徴収税額 8,090,404円（内A社徴収分4,109,014円）
特別徴収税額 市町村民税1,608,000円（内A社徴収分1,011,000円）
道府県民税1,072,000円（内A社徴収分674,000円）

【記載例】

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1						
	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○																	
	令和4年1月1日の住所	同上																	
	氏名	(役職名) 専務 国税 次郎																	
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		特 別 徴 収 税 額													
						市 町 村 民 税		道 府 県 民 税											
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円									
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分		20,000,000		3,981,390		597,000		398,000											
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分																			
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日													
1,080 万円		24 年		平成24年8月1日		令和4年7月31日													
(摘要)																			
A社 勤続年数23年 (H11.4.1~R4.3.31) 支払金額35,000,000円 源泉徴収税額 4,109,014円 市町村民税1,011,000円 道府県民税674,000円 特定支払金額10,000,000円 勤続年数3年 (H31.4.1~R4.3.31) 重複勤続年数3年 (H31.4.1~R4.3.31)																			
支払者	個人番号 又は法人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	(右詰で記載してください。)				
	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1																	
	氏名又は 名称	B社 (電話)03-××××-××××																	

○ 作成における留意点

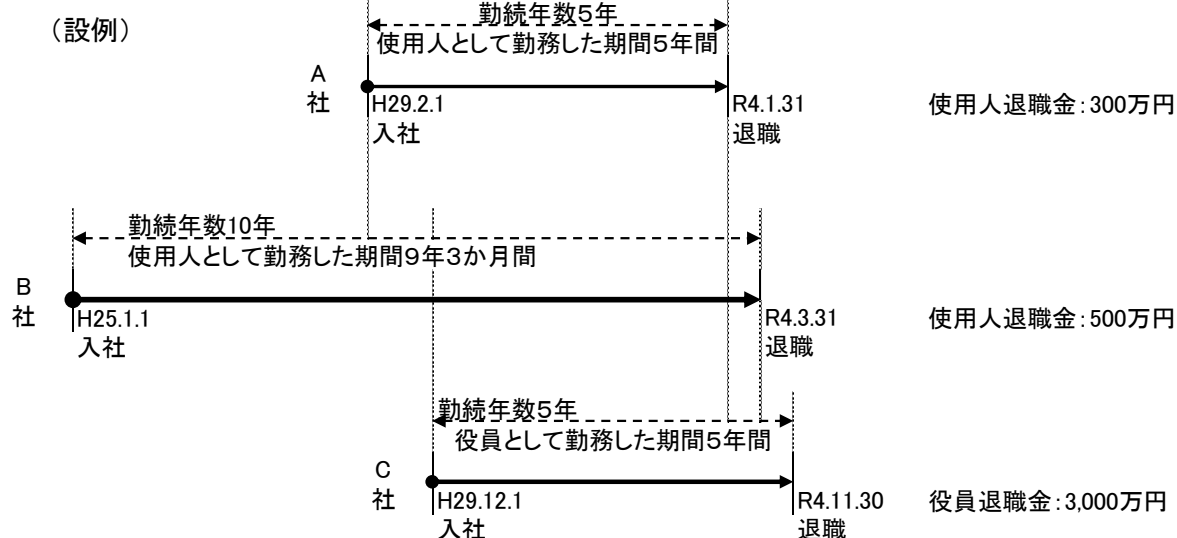
- ・ 上記アンダーライン部分に示したA社の氏名又は名称、A社からの退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額及び特別徴収税額、A社からの特定役員退職手当等の金額、特定役員等勤続年数及びその計算の根拠、重複勤続年数を「摘要欄」に記入します。
- ・ その他の記載事項は、従来の記載方法と同様です。

[Q 6] A社とB社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年に、C社からも役員としての退職金の支給を受ける場合、C社における源泉徴収票・特別徴収票はどのように記載すればよいのでしょうか。

なお、国税太郎さんからは「退職所得の受給に関する申告書」（A社及びB社からの退職手当等がある旨の記載あり）の提出があります。

（注） 短期退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法などについては、[「短期退職手当Q & A」（令和3年10月作成）Q 9](#)をご覧ください。

[A]



(ポイント)

- ・ A社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額は 25,525 円です（[Q 1] 参照）。
- ・ B社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額は 79,127 円です（[Q 4] 参照）。
- ・ C社で役員として勤務した期間は H29.12.1 から R4.11.30 までの5年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となり、退職金（3,000万円）は特定役員退職手当等となります。
- ・ その年に2以上の退職手当等がある場合の勤続年数は、A社で勤務した期間とB社で勤務した期間とC社で勤務した期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。したがって、最も長い期間であるB社で勤務した期間（H25.1.1～R4.3.31）に、この期間と重複していないR4.4.1からR4.11.30までの期間を加算すると、勤続年数はH25.1.1からR4.11.30の9年11か月間を基に計算し、10年となります。
- ・ 一般勤続期間は、H25.1.1からR4.3.31までの9年3か月間となります。
- ・ 短期勤続期間は、H29.2.1からR4.1.31までの5年間で、短期勤続年数は5年となります。
- ・ 特定役員等勤続期間は、H29.12.1からR4.11.30までの5年間で、特定役員等勤続年数は5年となります。
- ・ 全重複期間はH29.12.1からR4.1.31までの4年2か月間で、全重複勤続年数は5年となります。
- ・ 一般勤続期間と特定役員等勤続期間の2つが重複している期間はR4.2.1からR4.3.31までの2か月間で、この期間に係る重複勤続年数は1年となります。
- ・ 一般勤続期間と短期勤続期間の2つが重複している期間はH29.2.1からH29.11.30までの10か月間で、この期間に係る重複勤続年数は1年となります。

(源泉徴収税額の計算)

- ① 退職手当等 3,800万円（内C社支給特定役員退職手当等 3,000万円、A社支給短期退職手当等 300万円、B社支給一般退職手当等 500万円）
- ② 勤続年数 10年（内短期勤続年数5年、特定役員等勤続年数5年、一般勤続期間と特定役員等勤続期間の重複勤続年数1年、一般勤続期間と短期勤続期間の重複勤続年数1年、

全重複勤続年数5年)

- ③ 退職所得控除額 400 万円 (内特定役員退職所得控除額 90 万円、短期退職所得控除額 85 万円、一般退職所得控除額 225 万円)
- ④ 源泉徴収税額 10,030,304 円 (A社徴収分 25,525 円、B社徴収分 79,127 円)
 特別徴収税額 市町村民税 1,893,000 円 (A社徴収分 30,000 円、B社徴収分 90,000 円)
 道府県民税 1,262,000 円 (A社徴収分 20,000 円、B社徴収分 60,000 円)

【記載例】

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2			
	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○														
	令和4年1月1日の住所	同上														
	氏名	(役職名) 専務 国税 太郎														
区分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税						
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分																
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分		30,000,000		9,925,652		1,773,000		1,182,000								
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分																
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日										
400		10		平成29年12月1日		令和4年11月30日										
(摘要)																
特定 支払金額30,000,000円 勤続年数5年(平29.12.1~令4.11.30) A社 短期 支払金額3,000,000円 勤続年数5年(平29.2.1~令4.1.31) 源泉徴収税額25,525円 市町村民税30,000円 道府県民税20,000円 B社 一般 支払金額5,000,000円 勤続年数10年(平25.1.1~令4.3.31) 源泉徴収税額79,127円 市町村民税90,000円、道府県民税60,000円 全重複勤続年数5年(平29.12.1~令4.1.31) 一般短期重複勤続年数1年(平29.2.1~ 平29.11.30) 一般特定重複勤続年数1年(令4.2.1~令4.3.31)																
支払者	個人番号 又は法人番号	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	(右詰で記載してください。)	
	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1														
	氏名又は 名称	C社 (電話)03-××××-××××														

○ 作成における留意点

- ・ 上記アンダーライン部分に示したA社及びB社の氏名又は名称、退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額及び特別徴収税額、C社の特定役員退職手当等の金額、特定役員等勤続年数及びその計算の根拠、重複勤続年数を「摘要欄」に記載します。
- ・ その他の記載事項は、従来の記載方法と同様です。